

檜原市告示第340号

檜原市一般廃棄物の収集又は運搬に関する許可及び処分の基準等に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年12月20日

檜原市長 亀田 忠彦

檜原市一般廃棄物の収集又は運搬に関する許可及び処分の基準等に関する要綱の一部を改正する要綱

檜原市一般廃棄物の収集又は運搬に関する許可及び処分の基準等に関する要綱（平成27年檜原市告示第280号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>（許可条件）</p> <p>第6条 規則第10条第5号に規定するその他市長が必要と認める事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>（5） <u>一般廃棄物の収集、運搬及び処理施設への搬入は、市が別に定める方法で実施すること。</u></p> <p>（6） 略</p> <p>2 略</p> <p>（処分等の基準）</p> <p>第8条 市長は、許可業者が別表第1違反行為の欄に掲げる行為を行ったときは、当該許可業者に対し、<u>同表処分等の欄</u>に定める処分等を行うものとする。</p> <p>2 市長は、許可業者が別表第2違反行為の欄に掲げる行為を行ったときは、<u>同表点数の欄</u>に定める点数を当該許可業者に付し、違反行為がなされた日から起算して5年前の日から当該違反行為がなされた日までに付された点数の合計（以下「累積点数」とい</p>	<p>（許可条件）</p> <p>第6条 規則第10条第5号に規定するその他市長が必要と認める事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>（5） <u>一般廃棄物の収集、運搬及び処理施設への搬入においては、市の指示等を遵守すること。</u></p> <p>（6） 略</p> <p>2 略</p> <p>（処分等の基準）</p> <p>第8条 市長は、許可業者が別表第1の違反行為の欄に掲げる行為を行ったときは、当該許可業者に対し、<u>同表の処分等の欄</u>に定める処分等を行うものとする。</p> <p>2 市長は、許可業者が別表第2の違反行為の欄に掲げる行為を行ったときは、<u>同表の点数の欄</u>に定める点数を当該許可業者に付し、違反行為がなされた日から起算して5年前の日から当該違反行為がなされた日までに付された点数の合計（以下「累積点数」とい</p>

改 正 前	改 正 後																				
<p>う。)に応じて、当該許可業者に対し、<u>別表第3 処分等の欄</u>に定める処分等を行うものとする。</p> <p>3 市長は、許可業者の行った違反行為が、<u>別表第1 違反行為の欄及び別表第2 違反行為の欄</u>の複数の項に該当する場合は、それらに対応して行われることとなる処分等のうち、最も重いものを行うものとする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(聴聞又は弁明の機会の付与)</p> <p>第11条 市長は、第8条の規定による処分を行うときは、<u>橿原市行政手続条例(平成8年橿原市条例第28号)</u>の定めるところにより、聴聞又は弁明の機会を付与するものとする。</p> <p>(許可及び処分審査委員会)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 委員会は、前項に規定する事項について、所管課からの<u>諮問</u>に対して調査、審議し、答申するものとする。</p> <p>3～7 (略)</p> <p>別表第1 (第8条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">違反行為</th> <th style="text-align: center;">処分等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>9 事業停止命令違反(法第7条の3第1号該当)</td> <td>許可取消し</td> </tr> <tr> <td>10 法第19条の3第1号に基づく改善命令違反(法第7条の3第1号該当)</td> <td>許可取消し</td> </tr> <tr> <td>11 他人への違反行為の要求、依頼、教唆、幫助(法第7条</td> <td>許可取消し</td> </tr> </tbody> </table>	違反行為	処分等	(略)		9 事業停止命令違反(法第7条の3第1号該当)	許可取消し	10 法第19条の3第1号に基づく改善命令違反(法第7条の3第1号該当)	許可取消し	11 他人への違反行為の要求、依頼、教唆、幫助(法第7条	許可取消し	<p>う。)に応じて、当該許可業者に対し、<u>別表第3の処分等の欄</u>に定める処分等を行うものとする。</p> <p>3 市長は、許可業者の行った違反行為が、<u>別表第1の違反行為の欄及び別表第2の違反行為の欄</u>の複数の項に該当する場合は、それらに対応して行われることとなる処分等のうち、最も重いものを行うものとする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(聴聞又は弁明の機会の付与)</p> <p>第11条 市長は、第8条の規定による処分を行うときは、<u>行政手続法(平成5年法律第88号)</u>の定めるところにより、聴聞又は弁明の機会を付与するものとする。</p> <p>(許可及び処分審査委員会)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 委員会は、前項に規定する事項について、所管課からの<u>依頼</u>に対して調査、審議し、答申するものとする。</p> <p>3～7 (略)</p> <p>別表第1 (第8条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">違反行為</th> <th style="text-align: center;">処分等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>9 事業停止命令違反(法第7条の4第1項第5号該当)</td> <td>許可取消し</td> </tr> <tr> <td>10 法第19条の3第1号に基づく改善命令違反(法第7条の4第1項第5号該当)</td> <td>許可取消し</td> </tr> <tr> <td>11 他人への違反行為の要求、依頼、教唆、幫助(法第7条</td> <td>許可取消し</td> </tr> </tbody> </table>	違反行為	処分等	(略)		9 事業停止命令違反(法第7条の4第1項第5号該当)	許可取消し	10 法第19条の3第1号に基づく改善命令違反(法第7条の4第1項第5号該当)	許可取消し	11 他人への違反行為の要求、依頼、教唆、幫助(法第7条	許可取消し
違反行為	処分等																				
(略)																					
9 事業停止命令違反(法第7条の3第1号該当)	許可取消し																				
10 法第19条の3第1号に基づく改善命令違反(法第7条の3第1号該当)	許可取消し																				
11 他人への違反行為の要求、依頼、教唆、幫助(法第7条	許可取消し																				
違反行為	処分等																				
(略)																					
9 事業停止命令違反(法第7条の4第1項第5号該当)	許可取消し																				
10 法第19条の3第1号に基づく改善命令違反(法第7条の4第1項第5号該当)	許可取消し																				
11 他人への違反行為の要求、依頼、教唆、幫助(法第7条	許可取消し																				

改正前		改正後	
の3第1号該当)		の4第1項第5号該当)	
(略)		(略)	
25 法若しくは法に基づく処分に係る違反行為（この表に掲げる他の違反行為を除く）（法第7条の3第1号該当）	事業停止10日	25 法若しくは法に基づく処分に係る違反行為（この表に掲げる他の違反行為を除く）（法第7条の3第1号該当）	事業停止10日以内
別表第2（第8条関係）		別表第2（第8条関係）	
(略)		(略)	
8 <u>その他産業廃棄物混入等搬入基準違反</u> （第6条第1項第5号違反）	20点	8 <u>指示等違反</u> （第6条第1項第5号違反）	20点
(略)		(略)	
様式第1号（第4条関係）		様式第1号（第4条関係）	
(略)	氏名	(略)	氏名
(略)		(略)	
様式第6号（第8条関係）		様式第6号（第8条関係）	
(略)	檀原市長	(略)	檀原市長
(略)		(略)	

附 則

- 1 この要綱は、告示の日から実施する。

2 この要綱による改正後の榎原市一般廃棄物の収集又は運搬に関する許可及び処分の基準等に関する要綱は、この要綱の実施の日（以下「実施日」という。）以後の申請又は行為について適用し、実施日前の申請又は行為に係る処分等についてはなお従前の例による。